

憲法OBA MJ 連載の現在いま

《 憲法問題特別委員会だより 》

第75回 「選挙制度」プロジェクトチームを結成

憲法問題特別委員会 副委員長 中平 史

このほど憲法問題特別委員会では、委員会内プロジェクトチームとして「選挙制度」PTを結成させていただきました。このPTは、立命館大学の倉田玲教授にご協力をいただき、およそ「選挙」に関する国内法制度について民主主義の観点から問題点の整理に着手しようと試みるものです。

結成のきっかけは、民主主義の過程への市民参加の動きです。2011年3月の原発事故後、特に2015年安保法制問題を機に、市民が、政党や団体から距離をおいて、個人として民主主義の過程に参加するようになってきています。国会前や街頭での行動等を経て、2016年7月の参院選挙の頃からは、市民は「選挙」自体にも積極的に参加するようになりました。若者たちのサウンドデモでは「民主主義ってなんだ？」とコールされていますが、「民主主義って、これだ！」の一つの答えが「選挙」ではないでしょうか。

そこで、公職選挙法（以下「法」といいます。）などの「選挙」を規律する法制度が、市民が求める民主主義を真に支えるものとなっているかが問題となります。

【選挙運動の規制について】

たとえば、ある市民（グループ）が、選挙で、共感できる候補者がいたので「応援したい」と思ったとします。応援方法の一つとしてすぐに思いつきそうな手作りのチラシの配布も、現行法の下では、簡単ではありません。

たとえば、法129条では告示日までは選挙運動をしてはならないとされています（事前運動の禁止）が、政治活動は自由です。また、告示後にできる「選挙運動」とは何かを見極めるのも容易ではありません。

「選挙運動」規制の一つに、戸別訪問の禁止（法138条）がありますが、倉田先生によれば、比較法的には、戸別訪問が禁止されているのは日本と韓国くらいなのだそうです。

「選挙運動」規制は多岐にわたり、たとえば自転車・拡声器の使用は制限され（法141条）、連呼行為も制限され

ます（法140条の2）。「選挙運動」のために配布できる文書等は著しく規制されています（法142条）。

新しい問題もあります。「文書」等と異なりtwitterやFBなどのSNSの活用は比較的自由です。では、市民グループは、twitterに誘導できるQRコードをチラシに印刷して配布できるでしょうか。選挙運動はできる限り自由に行われるべきだと考えから解釈論を展開することはできます。しかし、実際に選挙運動をする市民の立場に立ってみると公選法に違反する可能性が少しでもあれば萎縮してしまいます。

これまで「選挙」は政党主導で行われ、複雑な公選法上の問題も各政党内の専門スタッフが解決してきたと思われまます。ところが、市民が個人で選挙に参加しようとするとたちまち困難に直面してしまうのです。

【選挙制度などの問題点】

また、PT委員からは、さまざまな選挙制度上の問題点が挙げられています。そもそも小選挙区制度自体が、2016年参院選挙、2017年衆議院総選挙の結果を踏まえ具体的に問題点が指摘されるようになっていきます。さらに選挙に立候補する際の供託金制度の問題、企業による政党への寄付行為の問題などがあります。

【憲法改正に関する国民投票法の問題点】

さらに、憲法改正国民投票法の問題点（熟慮期間が60日～180日と極めて短い、最低投票率の定めがない、コマールなどに資金規制がない等。）の指摘があります。

今後は、2018年度末までに10回程度の勉強会を開き、報告にまとめ、市民講座も開催していこうと計画しています。

憲法委員会MLも活用し広く意見交換したいと考えています。多くの方にご参加いただけますようお願いいたします。